

ドクターのための相続知識 判例から考える。おさえておきたい 相続と生命保険の関係～③

ファイナンシャルプランナー有資格者 佐藤 喜博



※前回記事の続きとなっております。興味のある方は前号からご確認ください。

相続における生命保険のポイントは2つあります。

一つは税務上は非課税枠があるということ

二つ目は分割でもめた際、過去の判例から一定の割合までは相続財産から外れるということ

前回記事では平成 16 年最高裁判決による生命保険は「特段の事情の有無によって特別受益に該当する・しない」が分かれてくるところまでご案内しました。その判決文から見ていきましょう

◎ この記事はこのような方におすすめです

- ✓ 相続財産を上手に分ける方法を知りたい。
- ✓ 相続が争族にならないように事前に対策をしたい。
- ✓ 相続財産における生命保険の比率が高い。

遺産総額の 272%の保険金額が「特別受益に該当しない」最新判例

【事案の概要】

- 亡くなった A さんは、母 X、兄 B、妹 C と共同相続人であった。
- A さんは、妻 Y と結婚しており、子供はいなかった。
- A さんは、自分の死後に Y に支払われるように、死亡保険金の受取人を指定していた。
- A さんは、自分に対する遺留分の放棄を内容とする遺言書を作成していた。
- A さんが亡くなったとき、Y は 2100 万円の死亡保険金を受領した。
- X は、Y が受領した死亡保険金のうち 1500 万円について、遺産分割に際して特別受益として持戻しをすべきと主張し、訴訟を起こした。

【裁判所の判断】

広島高裁は、以下のように判断しました。

- 死亡保険金請求権は、被相続人が享受することができなかった財産権であるから、本来は相続財産に含まれるべきものである。
- しかし、民法 903 条は、死亡保険金請求権については、特別の規定がない限り、相続財産に含まれないと定めている。この規定は、被相続人による死亡保険受取人の指定意思を尊重し、保険金受取人の相続分に影響を与えないようにすることが目的である。
- しかし、この規定によって、保険金受取人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法 903 条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、例外的に死亡保険金請求権について特別受益に準じて持戻しの対象とすることができる。
- 本件においては、Y が受領した死亡保険金は、A さんの相続財産（約 770 万円）の約 2.7 倍にあたる 2100 万円と高額であるものの、Y と A さんの婚姻期間（約 20 年）や Y の年齢（54 歳）、Y が借家住まいであり、その後の生活保障を考慮する必要があることなどを総合的に判断すると、特別受益に準ずる持戻しを認めるには至らない。
- また、A さんが遺留分放棄の遺言書を作成していたことから、A さんの意思は Y の生活保障にあったと推測される。
- したがって、X の主張は退けられる。

【判決のポイント】

この判決は、平成 16 年最決で示された「保険金受取人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法 903 条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合」には、死亡保険金請求権について特別受益に準じて持戻しの対象となるとした基準を踏襲しつつも、Y の生活保障を重視した点に特徴があると言えます。

生命保険金が遺産総額に比べて高額であっても、保険金受取人の生活状況や被相続人との関係性などを総合的に考慮して、持戻しの有無を判断すべきであることを示しています。

このように、死亡保険金の特別受益は、裁判所の判断によって大きく異なる可能性があります。そのため、相続の際には、相続人間の話し合いや遺言書の作成など、事前の対策が重要です。

※上記は、2024 年 5 月現在の税制・税率に基づき作成しておりますが、あくまでも概要について説明した参考情報（値）であり、その内容の正確性をお約束するものではありません。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署の判断によりますので、お客さまご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。